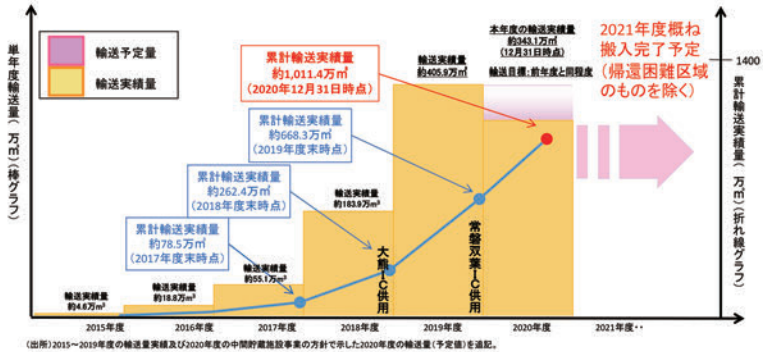


- 輸送対象物量約1400万m<sup>3</sup>の中間貯蔵施設への搬入に向け、用地や施設整備等の状況を踏まえて、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する。
- 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）の概ね搬入完了を目指す。
- 2020年度は、安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する。これまでに輸送対象物量の7割超にあたる約1,011万m<sup>3</sup>の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送した（2020年12月31日時点）。



環境省作成

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2020年12月11日に公表した「令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、2021年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めます。

図には、2015年度～2020年度までの輸送実績量などが示されています

本資料への収録日：2017年3月31日

改訂日：2021年3月31日